

令和4年 1月7日

教育保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

沖縄県まん延防止等重点措置に伴う対処方針について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

沖縄県内各地においては、年明け早々に新型コロナウイルスが猛烈な勢いで再拡大しており、今後、増加傾向となった場合には医療危機が再来する恐れがあることから、沖縄県は政府に対して「まん延防止等重点措置」要請を行い、政府対策本部の了承を得て令和4年1月9日から適用されることが予定されております。

本市においても年明け後にコロナ感染者が増加傾向にあり、10歳未満の感染者や保育従事者が濃厚接触者に特定されるなどの報告を受ける数が増加してきております。

つきましては、沖縄県まん延防止等重点措置期間における本市の保育施設等運営の対処方針を下記のとおり行うこととし通知いたします。

記

1 通知における適用期間 **沖縄県まん延防止等重点措置の期間***

※令和4年1月9日（日）から1月31日（月）

2 保育施設等の運営について

(1) 通常運営となる公立施設

公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、子どもホッ！とステーション

(2) 運営時間短縮となる公立施設

こどもセンター、とのすく児童館、こっこーま：館内消毒のため12時から14時の間は利用停止とする。

(3) 保護者等が参加する保育行事（例：おゆうぎ会、発表会など、多くの人が集まるイベント）については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること

(4) 上記公立施設以外の民間教育保育施設においては、当通知による趣旨をご理解いただき、施設運営の指針として取り扱って頂きますようお願いいたします。

3 **教育保育施設における保育運営のご協力について**

(1) 保育従事者に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで出勤自粛をお願いします。

4 家庭保育の協力要請

- (1) 園児に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまでは、保護者に対して家庭保育の協力をお願いしてください。
また、登園時や登園後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、症状が改善するまで自宅で休養とし、必要に応じて病院での診察をお願いしてください。
- (2) 沖縄県まん延防止等重点措置期間の「家庭保育の協力要請」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料等の軽減を行いません。

5 保育従事者の郡外渡航について

- (1) 郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に保育所(園)へ旅行届（別添様式2）を提出してください。
- (2) 郡外渡航後は、**確実にPCR検査又は抗原検査を受ける**ようにして下さい。沖縄県が実施するPCR検査一般無料検査及び12歳未満無料PCR検査をご活用ください。また、検査結果がでるまでは家庭保育として、「陰性」が判定された後に出勤して下さい。
- (3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、保育従事者及び同居する家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで自宅待機をお願いします。

6 その他

- (1) 上記1～5の取り扱いについては、今後、新型コロナウイルスの急速な拡大の兆候等があれば再度措置の強化を行います。
- (2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その保育従事者は出勤停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、出勤可とする。
- (3) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名 :

園長 様

施設名

氏 名 _____ 印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考